

## 業務説明資料（仕様書）

### 1 業務の名称

令和8年度神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン特別企画商品造成業務

### 2 業務の目的

本業務においては、神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン（以下、「神奈川・横浜 DC」という。）開催期間中の域内周遊を促進するために、魅力的な神奈川・横浜 DC 特別企画商品を多数造成することを目的としている。

神奈川・横浜 DC とは、地域と J R グループ 6 社とが一体となって実施する全国規模の大型観光キャンペーンであるデスティネーションキャンペーン（以下、「DC」という）に、「GREEN × EXPO 2027」を契機に神奈川・横浜として取り組むものであり、その実施により、（1）来訪者の増及び滞在延長・宿泊の促進、（2）来訪者による GREEN × EXPO 2027 への来場の促進、（3）GREEN × EXPO 2027 を目的とした来訪者の回遊の促進などを狙う。

なお、神奈川・横浜 DC は、神奈川県と横浜市が、費用を同額ずつ負担し実施する。継続的な地域の観光振興につなげるため、3 か年での実施を予定しており、プレキャンペーン（以下、「プレ DC」という。）は令和8年4月～6月に、本番にあたる DC（以下、「本番 DC」という。）は令和9年4月～6月に、アフターキャンペーンは令和10年4月～6月に、それぞれ実施する。

### 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

### 4 業務の内容

#### （1）特別企画商品造成業務

ア 商品提供事業者と協力し、神奈川・横浜 DC の本番 DC 期間中に販売できる特別企画商品を 40 件以上造成する。このうち、プレ DC 期間中に実施していない新規のものを 20 件程度造成すること。プレ DC 期間中に実施したもののうち、好評だった商品の内容をブラッシュアップしたものは新規には該当しないものとする。なお、プレ DC 期間中に実施したもののうち継続する商品については、委託者と協議のうえ決定する。

また、今回造成する商品は、アフター DC においても継続的に実施することを想定する。

（ア）商品提供事業者には、観光関連事業者（観光施設、宿泊施設、交通事業者、飲食事業者、土産販売業者等）を想定する。

（イ）本業務における特別企画商品とは、「神奈川・横浜 DC の本番 DC 期間中に販売が可能な限定企画商品であり、かつ、当該商品提供事業者が神奈川・横浜 DC 推進協議会によって神奈川・横浜 DC 特別企画商品として紹介されることを希望している商品」と定義する。

なお、特別企画商品は、原則、有料で販売する商品を想定するが、無料で参加できる体験コンテンツや企画等についても対象とする場合がある。

（ウ）造成する商品については、「来場要因型商品」及び「Customer Satisfaction 向上型商品」（以下「CS 向上型商品」という）に分類して取り扱う。

来場要因型商品とは、「造成により商品提供事業者の施設来場者数の増加が見込める商品」と定義する。

CS 向上型商品とは、「購入者の満足度を高める商品、または、購入者の神奈川・横浜 DC への参加意識を向上させる商品」と定義する。

それぞれの分類について、具体例は下表のとおりとする。

分類	具体例
来場要因型商品	観光施設等における新たな体験型コンテンツの造成・磨き上げ 特定テーマに紐づく複数観光施設を巡るスタンプラリーの開催 土産販売事業者等における DC 限定土産品の販売 博物館施設等における秘蔵コレクションの限定公開 観光施設等における営業時間外の特別営業又は特別企画の実施
CS 向上型商品	飲食施設等における DC 限定メニューの造成 観光施設・宿泊施設等における既存商品購入者に対する DC 限定特典の設定 土産販売事業者等における既存土産品の DC オリジナル限定ラベル化

(エ) 特別企画商品の新規造成数 20 件程度のうち、来場要因型商品を 10 件程度造成する。

(オ) 特別企画商品の造成にあたっては、次のことを意識して取り組む。

a 本業務のターゲット

(a) 全国の個人及び団体旅行者

新幹線等の鉄道を利用して来県する、宿泊を伴う個人及び団体旅行客

(b) 首都圏の個人及び団体旅行者

これまで日帰りで 2 度以上来県したことのある個人及び団体旅行客

b 商品提供エリア

「横浜市内」及び「横浜市を除く県域」に分類し、神奈川・横浜 DC の費用負担を参考に、造成件数や造成にかかる工数・費用などがいずれかのエリアに偏らないこと。

c 親和性

神奈川・横浜 DC の目指すべき方向性、神奈川県及び横浜市の既存観光施策に対して、親和性を持たせること。特に、横浜市内において造成する特別企画商品は、可能な限り、GREEN×EXPO 2027 に対して親和性を持たせること。

～目指すべき方向性～

GREEN×EXPO2027 を契機に、神奈川の多様な魅力※に触れることで、新たな発見や感動を体験し、神奈川・横浜の魅力を深く理解いただける旅を提供

※ 自然・環境（花、緑、海、山、湖）、温泉、グルメ、歴史、文化、アート、音楽、エンタメ、スポーツ、都市景観、港、夜景

～既存観光施策の例～

(a) 神奈川県を取組例

横浜・鎌倉・箱根に次ぐ第4の国際観光地創出に向け、かながわ観光連携エリア\*を中心とした県内周遊を推進している。

※ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/b6m/renkeieria.html>

(b) 横浜市の取組例

横浜市では、みなとみらい地区をはじめとする市域都心臨海部への周遊を推進している。特に、「花の港」として、花をテーマとしたブランディングに取り組んでいる。

d 提供事業者の満足度

多くの販売実績が期待できる商品を造成することにより、購入者だけでなく、商品提供事業者が満足すること。

e バリエーション

商品の性質、商品提供事業者の業態、価格帯、ターゲット等について、特定のものに偏らないこと。(本業務により多様な特別商品が造成されることを期待するため)

f 効果測定

商品提供事業者に対して、本番 DC 終了後に特別企画商品の体験・参加者数や期間中の来場者数等の報告及び振り返りを求めることをあらかじめ伝えておくこと。

イ 造成する商品が神奈川・横浜 DC 特別企画商品として神奈川・横浜 DC 推進協議会によって紹介されることを希望していることについて、商品提供事業者から意思確認のための同意書を回収する。

なお、同意書の様式及びその記載内容については、委託者と協議のうえ決定する。

(2) 特別企画商品の販路開拓及び広報支援業務

造成する商品について、商品提供事業者の状況に応じて、本委託費用において販路拡大や広報物を作成する等の支援を行うこと。

## 5 業務実施方法

(1) 打合せ

ア 受託者と委託者は、定期的に本業務についての打合せを設け、進捗管理を行う。なお、打合せは対面での開催を原則とする。ただし、委託者が認める場合のみ、オンラインでの実施、または、受託者から委託者への書面報告により代替ができる。

イ 上記以外にも委託者の求めがある場合、受託者は、随時打合せを設定する。

ウ 受託者は、打合せに向けた報告資料の作成を行う。

(2) 疑問点

受託者は、業務実施にあたり仕様や進め方について疑問が生じた場合は、必ず、委託者に確認、協議のうえ、解決して業務を遂行する。

## 6 プロポーザル提案内容

プロポーザルの提案にあたっては、提案書作成要領に基づき提案書を作成する。

提案書作成要領「7 提案書の内容 (1) 提出書類」の表に記載する具体的提案1～5について、以下のとおり補足する。

(1) 具体的提案1

ア 本業務において造成する商品について具体的に示す。

イ 提案数は合計8件。その内訳は、次の(ア)～(エ)について各2件ずつとする。

いずれも新規商品とする。

(ア) 来場要因型かつ横浜市を除く県域にて造成する商品

(イ) 来場要因型かつ横浜市内にて造成する商品

(ウ) CS向上型かつ横浜市を除く県域にて造成する商品

(エ) CS向上型かつ横浜市内にて造成する商品

ウ 提案書には、商品造成の実現可能性が高い商品に限って記載する。

エ 各商品を説明するうえで、次の(ア)～(ケ)を必須記載事項、(コ)を任意記載事項とする。なお、提案書への記載順序については任意とする。

(ア) 来場要因型またはCS向上型の別

(イ) 予定提供エリア

(ウ) 商品名称(仮称)

(エ) 想定商品提供事業者

(オ) 想定ターゲット

(カ) 商品説明

(キ) 想定売価

(ク) 販売開始時期、販売期間、頻度など

(ケ) 商品造成の実現性及びその根拠

(コ) 商品イメージ画像またはイラスト

(2) 具体的提案2

商品提供事業者に対する商品販路の開拓・拡充についての協力体制や支援策等について具体的に示す。

(3) 具体的提案3

商品提供事業者に対する商品販売につながる広報についての支援策及び体制等について具体的に示す。

(4) 具体的提案4

広報用素材の仕様詳細、その調達手法及び調達実施体制等について具体的に示す。

(5) 具体的提案5

その他の追加実施提案があれば、具体的に示す。(提案は任意とする。)

7 スケジュール(予定)

令和8年7月中旬頃

契約締結

11月中旬頃

商品概要書・広報用素材・同意書等納品

令和9年3月末頃

最終報告書提出

## 8 納品物

### (1) 商品概要書及び広報用画像

商品概要書には、実施事業者名、商品名、商品紹介文（100～200文字）、実施日時、料金、問合せ先、予約方法、URL等、DC公式サイト（特別企画ページ）に掲載する内容を記載すること。広報用画像については範囲や期限の定めなく無償で使用できるよう、受託者が文書等で権利整理を行うこと。

### (2) 商品提供事業者の同意書

以下について、予め文書で、商品提供事業者から同意を得ること。

ア 造成する商品が神奈川・横浜 DC 特別商品として紹介されること

イ 造成した商品に起因して、万が一損害等が発生した場合であっても、神奈川・横浜 DC 推進協議会は一切の責任を負わないこと

ウ 造成する商品に関して、必要な許認可を取得し、縫製を遵守すること

エ 本番 DC に加え、アフター DC 期間にも実施する予定であること

オ 本番 DC 及びアフター DC 期間に実施する商品の効果測定に協力すること

### (3) 最終報告書

汎用性のある編集可能なデータ（Excel、PowerPoint 等）にまとめて納品する。

記載事項等については、商品概要や広報支援の内容やその結果などを想定しているが、委託者と協議のうえ決定する。

### (4) その他

追加提案がある場合には、追加提案の内容に応じた成果物を提出すること。

## 9 納品先

神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン推進協議会事務局

〒231-0023 横浜市中区山下町 2 産業貿易センター 4 階

## 10 広報用素材についての権利

本業務における広報用素材について、多くの企業・団体による活用を想定しているため、受託者はこのことを了解し、著作権等について、次のとおり調整すること。

(1) 本委託業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

(2) 成果物の所有権、著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、利用権は、神奈川県、横浜市、神奈川県観光協会、横浜市観光協会の 4 者に帰属するものとする。また、成果物の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続を行い、使用料等の負担及び責任は受託者が負うものとする。

(3) 本委託業務により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来に渡り行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者に対して著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約すること。

(4) 本委託業務に使用するイラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他の知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

(5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途、協議のうえ、決定すること。

## 11 補足

- (1) 特別企画商品造成について、特定の事業者（または特定のフランチャイズ・サービス）により運営される複数の施設において同一の商品を造成する場合、その造成数は1と数える。
- (2) 特別企画商品造成について、特別企画商品として認められるか、来場要因型商品またはCS向上型商品のいずれに分類されるか等についての判断は委託者が行う。
- (3) 受託者は委託者の求めがある場合には、随時、進捗状況の報告を行う。
- (4) 本事業において発生する制作物の著作権は、委託者に帰属することとし、受託者は委託者及び委託者が使用承諾を行った商品提供事業者がその権利を使用する場合に、著作隣接権の行使を放棄する。また、委託者が解散する場合には、著作権等の権利については、委託者の指定する者に引き継がれる。
- (5) 受託者は、画像又は動画の提供を第三者に依頼する場合、第三者の許諾を得て画像又は動画を撮影する場合は、第三者から許諾を得ること。許諾を得る方法については契約締結後に委託者と協議の上決定すること。
- (6) 受託者は本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、情報が漏洩することのないよう十分注意を払うとともに、以下の事項について遵守する。
  - ア 知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
  - イ 本契約業務の実施にあたって、関係法令、条約及び規則等を遵守する。
- (7) 「個人情報の保護に関する法律」により、当該業務委託履行にあたり、当協議会の保有する個人情報を取り扱う場合はその重要性を認識し、適正に管理及び保護を行うものとする。